

「自転車組立、検査及び整備技術審査」
「自転車安全整備技能検定」

平成28年度 実技試験審査基準一覧表

採点項目	審査内容	審査基準
未完成	1. 途中で棄権した者又は下記採点項目1～10項目の対象部品が取り付けられていないものは不合格	
	2. 必須項目以外で明らかに審査基準を大幅に逸脱したものと及び、自転車としての安全性を著しく損なうと認められるものは不合格	
1 後車輪の組立	必須項目	後車輪の振れ幅が3.0mm以上のもの又は車輪がブレーキに当たって回らないものは不合格 後車輪のスポーク張力で150N以下のスポークが3本以上ある場合は不合格
	(1) スポークの張力	フリーホイール側・・・・・・・・平均400N以上であること。 反対側・・・・・・・・平均300N以上であること。 150N以下のスポークがないこと。
	(2) スポークの組み方及びオフセット	あや取りがしてあり且つオフセット組みされていること。
	(3) バルブ穴の位置	スポークの交差の広い方にあること。
	(4) 車輪の振れ	横振れ、縦振れとも1.0mm未満であること
	(5) タイヤの取り付け	タイヤがリムに正常に取り付けられていること。
2 サドル、シートポストの取り付け状態	(1) 取り付け高さ	ポストの限界標識が隠れる高さであること。
	(2) 取り付け姿勢	座面が前後左右共に水平なこと。やぐらは舟線の下で、角ボルトは、ポストの後方にあること。コンビネーションシートピラーの場合は、サドル取り付け部の方向が正常であること
	(3) サドルとポスト及びポストと立てパイプとの固定	垂直で下向に668N(※Ⅰ)の力及び座面に平行に222N(※Ⅰ)の力を、サドル前・後端でいずれか大きいトルクが固定部に生じる方の端から25mm以内の箇所に加えて、動かないこと。
3 ハンドルシステムの取り付け状態	必須項目	ヘッドに明らかなガタがあるものは不合格 ハンドルシステムとホークの組み付け強度が甘く、容易に動くものは不合格(※Ⅱ)
	(1) 取り付け姿勢	ハンドルバーが前車輪の中心面に直角な位置であること。
	(2) 取り付け高さ	ステムの限界標識が隠れる高さであること。
4 前・後ブレーキレバーの状態	(1) レバーの取り付け姿勢及びレバーの固定	にぎりとの関係で取り付け位置が適切であり、ハンドルバーに十分に固定されて、通常のブレーキ操作が正常に行えること
	(2) レバーの配置	レバーは前ブレーキ用をハンドルバーの右、後ブレーキ用をハンドルバーの左に配置すること。
5 ハンドルバーの取り付け状態	(1) 取り付け姿勢	にぎりの中心線が水平又はやや手前下がりであること。
	(2) バーとステムとの組み付け強度	最大トルクが生じる方向及び位置に片側につき220N(※Ⅲ)の力をバーの左右に同時に加えて動かないこと。
6 チェーンの取り付け状態	チェーンの継ぎ	ピンの出入り異常、継目の固着、作動不円滑がないこと。
7 左・右ペダルの取り付け状態	ペダルの固定及びバリの発生	クランクに十分に締め付けてあり、クランクにバリがないこと。
8 前・後ブレーキ体の取り付け状態	必須項目	前または後ブレーキがきかないものは不合格(※Ⅳ)
	(1) 前・後ブレーキ体のフレームへの固定	貫通ボルト取り付けナットが十分に締めてあること。カンチレバー形及びVブレーキ形(カンチレバーV形)のものはブレーキ台座に十分に締め付けてあること。座金類の取り付け順序が正常であること。
	(2) ブレーキブロックとリムとのすきま(片当たりを含む)	ブレーキブロックとリムのすきまが左右ほぼ均等であること。ブレーキをかいた時リム制動面に沿って正確に当たること
	(3) ブレーキ舟の固定	ブレーキ舟の取り付けナットが十分に締めてあること。
	(4) ワイヤ調節ねじの位置	調節ねじの調節しろが十分にありロックされていること。
	(5) ワイヤキャップの欠品と離脱力	20N(※Ⅴ)以上の離脱力であること。
(6) ワイヤの全般の状態	ワイヤの配線が正常であり、ワイヤ止めねじが十分に締め付けてあること。	

採点項目	審査内容	審査基準		
9	フロント・リアディレラ（外装変速機）の取り付け状態	必須項目	変速が全段に至らないものは不合格	
		(1) シフト（変速）レバーの固定及び取り付け姿勢	ハンドル、フレーム等に対して十分に締め付けてあり、走行中使用し易い位置、角度であること。	
		(2) ディレラの各段ごとの調整	シフト（変速）レバーを操作したとき、各段ごとに確実にシフトし、チェーン外れがないこと。	
		(3) ワイヤキャップの欠品と離脱力	20N（※V）以上の離脱力であること。	
	(4) ワイヤの長さとり回し	ワイヤの長さが適正であり、配線が正常であること。		
10	前・後車輪の取り付け状態	必須項目	車輪を下方向にたたいてずれるものは不合格 ハブに明らかなガタがあるものは不合格	
		(1) 車輪の保持	前	・ 前つめ溝底から浮いていないこと。 ・ 前車輪のハブナットの締付トルクは18N・m（※VI）以上とすること。 ・ クイックリリース式のものにはカムレバーが十分に締まっていること。 また、脱輪止金具が付いているものは適正であること。
			後	・ 後つめ溝の適正な位置であること。 ・ 後車輪のハブナットの締付トルクは30N・m（※VI）以上とすること。 ・ クイックリリース式のものにはカムレバーが十分に締まっていること。 また、脱輪止金具が付いているものは適正であること。
		(2) 車輪のすきま	タイヤとフレーム体又は前ホーク各部との間のすきまは2mm以上であり、且つ左右はほぼ均等であること。	
		(3) タイヤの空気の入具合	タイヤサイドを指で挟んで十分に手ごたえがあること。	
(4) タイヤの回転方向	タイヤの回転の方向が矢印等で示されているものは適正であること。			
-	リヤリフレクタの取り付け状態	(1) 取り付け姿勢	リヤリフレクタの主光軸は、自転車の進行方向に対し平行で、上下左右に著しい傾きがないこと。	
		(2) リヤリフレクタの固定	リヤリフレクタに対し90°（※VII）の力を加えたとき動かないこと。	
		(3) リヤリフレクタの欠品	リヤリフレクタが取り付けられていること。	
-	ベルの取り付け状態	(1) 取り付け姿勢	走行中使用し易い位置で、プレーキワイヤとの接触等の障害がないこと。	
		(2) ベルの固定	取り付けねじ等が十分に締め付けてあること。	
		(3) ベルの欠品	ベルが取り付けられていること。	
-	スタンドの取り付け状態	(1) 取り付け姿勢	停止及びはね上げ状態ともに正確に機能すること。	
		(2) スタンドの固定	取り付けブラケット、ハブ軸等への取付けねじは十分に締め付けてあること。	
		(3) スタンドの欠品	スタンドが取り付けられていること。	
-	作業きず、バリ及び欠品等	(1) 作業に起因するバリの発生	ねじの締めすぎ等によるバリがないこと。	
		(2) 作業に起因するきず及び部品の取り付け忘れ等	・ 著しく商品価値又は強度、作業等を低下させる作業きず等がないこと。 ・ 部品を組み付け、取り付けるための小物部品の取り付け忘れ。 ・ スポークの左右の目印がないこと。	

※印Ⅰ～Ⅶの審査基準は、数値で決められているが、下記の方法により強度を確認するものとする。

- ※Ⅰ サドルの先端を垂直に押し下げたとき及び水平方向に握り拳で叩いたとき動かないこと。
- ※Ⅱ 自転車前から両脚で車輪を踏み、両手でハンドルバーを握って水平方向に、左右に強く回したとき動かないこと。
- ※Ⅲ 左右のにぎり部を強く握ってハンドルバーを強く回転させたとき動かないこと。
- ※Ⅳ レバーの開きが5mmになるまで握り、自転車を押したとき車輪が動かないこと
- ※Ⅴ ワイヤキャップを指先でつまみ、引っ張ったとき離脱しないこと。
- ※Ⅵ ハブナットが十分に締め付けてあり、且つ車輪の上側を下方に向けて握り拳で強く叩いたとき、又はホークエンドの溝の方向に強く引っ張ったときに車輪が動かないこと。
- ※Ⅶ リヤリフレクタを手でにぎり、力を加えたとき容易に動かないこと。